

特別名勝松島現状変更申請提出様式

【文化庁】

部数：１のみ１部、他各３部

※１部は正本・２部はコピー（複製）でも可

※文化庁長官あて、宮城県教育委員会教育長あて、塩竈市教育委員会教育長あての３部を準備

必要書類

1	塩竈市教育委員会教育長あて意見書下附願い文
2	文化庁長官あて許可申請書
3	許可申請者が所有者以外の場合は所有者の承諾書
4	位置図及び実測図 (該当箇所を保護地区区分が分かるような図を添付のこと)
5	仕様書及び設計図（立面・平面・配置図等）
6	現況写真（変更前、変更後の違いがわかるもの（線表記、モンタージュなど））

許可：月１回通常第三金曜日の文化財分科会にかけ審議を行う（８月は開催せず）

締め切り：前月の１０日前後（６月の分科会に提出したい場合、５月１０日前の提出が必要）

【塩竈市】

部数：１部（塩竈市教育委員会あて）

必要書類

1	塩竈市教育委員会教育長あての申請書
2	許可申請者が所有者以外の場合は所有者の承諾書
3	位置図及び実測図 (該当箇所を保護地区区分が分かるような図を添付のこと)
4	仕様書及び設計図（立面・平面・配置図等）
5	現況写真（変更前、変更後の違いがわかるもの（線表記、モンタージュなど））

許可：随時

【共通注意事項】

- ・工期の期間変更を行う際は、許可期間終了間際ではなく、余裕をもって申請してください